

事 務 連 絡  
平成 2 7 年 1 0 月 6 日

法務局民事行政部

首席登記官（不動産登記担当） 殿  
登記情報システム管理官 殿

地 方 法 務 局

首席登記官（法人登記担当を除く。） 殿  
登記情報システム管理官 殿

法 務 省 民 事 局

総務課登記情報センター室 竹田 補佐官  
佐藤法務専門官  
民 事 第 二 課 土手 補佐官

登記識別情報通知・未失効照会機能の追加について（登記・供託オンライン申請システム，登記情報システム／不動産登記）

標記の機能追加について，下記第 1 のとおりプログラム変更を行い，これに伴う運用を下記第 2 のとおりとしますので，お知らせします（平成 2 6 年 6 月 1 8 日付け法務省民総第 4 1 8 号当局総務課長通知『「業務の効率化に向けた検討スケジュール」について』別添No10参照）。

記

## 第 1 プログラムの変更の内容

### 1 概要

現行の登記識別情報に関する証明制度（不動産登記令（平成 1 6 年政令第 3 7 9 号）第 2 2 条）とは別に，当該登記識別情報が通知され，かつ失効していないことをシステムによって自動的に回答する機能を追加する。

### 2 登記・供託オンライン申請システムのプログラム変更の内容

申請用総合ソフトに追加される「登記識別情報通知・未失効照会」の申請様式を用いて照会を行うことにより，登記識別情報の状態に応じて，以下のとおり，自動で回答がされる機能を設ける（別添第 1 参照）。

	登記識別情報の状態	回答
ア	請求に係る登記事項に記録された全ての登記名義人の登記識別情報が通知され、有効な場合	当該登記に係る登記識別情報が通知され、かつ、失効していません。
イ	請求に係る登記事項に記録された全ての登記名義人の登記識別情報が①通知され、かつ、失効している場合、②不通知である場合及び③未作成である場合又は改製不適合物件である場合	当該登記に係る登記識別情報が通知されず、又は失効しています。
ウ	請求に係る登記事項に記録された登記名義人の「一部」の者について、登記識別情報の状態が①通知され、かつ、失効している場合、②不通知である場合又は③未作成である場合	当該登記に係る登記名義人の一部において登記識別情報が通知されず、又は失効しています。
エ	請求に係る物件が特定できない場合、又は請求に係る登記事項が存在しない場合	照会に係る登記はありません。
オ	請求に係る物件が事件処理中（登記識別情報の失効手続中）である場合	現在、当該物件に係る登記識別情報については、事件処理中のため請求できません。
カ	請求に係る登記事項が特定できない場合又は回復登記等でシステム上登記事項が重複して存在する場合	照会された登記については、「登記識別情報に関する証明請求書」での請求を行ってください。
キ	請求に係る登記事項について、登記所職員が自動照合の不可設定をしている場合	照会された登記については、管轄の登記所にお問い合わせください。
ク	アからキまでに該当しない場合や通信切断等の理由で処理が中断された場合	システムエラーにより回答できません。

### 3 登記情報システム／不動産登記のプログラム変更の内容

- (1) 登記所職員の操作で、自動照合（照会情報により特定された登記事項に記録されている登記名義人の登記識別情報の状態を自動的に確認する機能をいう。以下同じ。）を「不可」に設定することができる機能（以下「自動照合不可設定」という。）を設ける（別添第2の1参照）。
- (2) 登記識別情報通知・未失効照会の内容について確認することを可能とする（別添第2の3参照）。

(3) 日計表及び月計表に登記識別情報通知・未失効照会の件数を計上する（別添第 3 参照）。

#### 4 プログラム反映作業及び適用時期

登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システムのプログラム変更については、本月 16 日（金）の業務終了後に反映作業を行い、同月 19 日（月）から適用する。

申請用総合ソフトへの様式追加は、本月 30 日（金）の 22 時以降に行う。そのため、登記識別情報通知・未失効照会は、本年 11 月 2 日（月）以降にされることになる。

なお、本件プログラム修正は、一括修正作業時に反映するため、登記所職員の待機等については、別途連絡する。

#### 第 2 自動照合不可設定（第 1 の 3 (1)関係）について

自動照合不可設定については、例えば登記識別情報の複写を誤って行った後にこれを解消するため「失効」の処理を行っている場合等、照会者に誤った回答がされる状態にある場合に使用する。

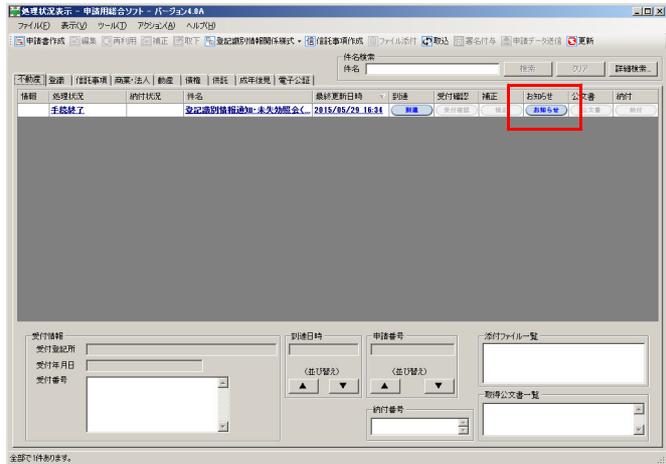
なお、自動照合不可設定を使用した登記識別情報を他の登記事項に複写した場合には、複写先の登記識別情報に自動照合不可の状態は引き継がれない。

おって、自動照合不可設定については、第 1 の 4 のとおり、本月 19 日（月）から使用可能となるので、その後同月 30 日（金）までに、必要に応じて設定を行う。



2 「登記識別情報通知・未失効照会」に対する回答について

(1) 「登記識別情報通知・未失効照会」のデータ送信後、申請用総合ソフトの「処理状況表示」画面において、「お知らせ」をクリックすることにより、「お知らせ」ダイアログが表示され、回答内容が表示される。



(2) 「お知らせ」ダイアログの下端のお知らせデータをダブルクリックすると回答がブラウザで表示される。

